

教職員研修等協定書（事業委託契約書）

[小山学園専門学校東京テクニカルレッジ 校長 三上孝明]（以下「甲」という。）と

受託者[企業・事業所名 _____ 代表者氏名 _____]

（以下「乙」という。）とは、実践的な職業教育の実施（実務卓越性を目指した教育課程における技能、技術の向上、業界において必要とされる知識、ならびに職業観を育むに足る新技術・知識の修得を目指した職業実践的教育の実施）を目的として、甲に属する教員もしくは職員（以下「教職員」という。）に関する研修、研究等（以下「研修等」という。）に関する業務を甲が乙に対して委託することについて、次の通り合意する。

（趣 旨）

【第1条】本契約は、本契約期間中、甲が乙に対して、教職員の研修等に関する第2条に定める業務（以下「本業務」という。）の実施を委託し、乙がこれを受託し、実施することに関する基本的事項を取り決めることを目的とする。

（業 務）

【第2条】本契約における本業務は、次の定める項目に関する業務とし、その詳細については別途、定めるものとする。（対象とする業務の□内にチェック）

甲の教職員に対する研修の実施

甲の教職員との共同研究

その他、甲乙協議のうえ別途合意した業務。（業務： _____)

2 各業務における細目の覚書は甲乙の協議の下作成する。

（研修等対象者）

【第3条】本契約における甲の研修等対象者は以下に定める。

研修等対象者： _____

（指揮命令）

【第4条】乙は、第2条に定める内容を超えて、乙の指揮命令下で甲の教職員に労務提供させてはならない。

（報 告）

【第5条】甲は乙に本業務を円滑に実施させるために、本業務に関する方針および計画を乙に対して書面等で通知するものとし、乙は、甲の方針および計画を実施すべく、本業務を実施するものとする。

2 乙は、甲に対して本業務の進捗状況を甲の必要に応じて都度、書面等によって報告するものとする。

3 報告書書式については甲が作成するものとする。ただし、乙における定型がある場合はこの限りではない。

（改 善）

【第6条】甲及び乙は、本業務について改善の必要があると判断した場合、相手方に改善について協議を申し入れることができる。甲乙ともこの協議に応じるものとする。

（著作権）

【第7条】本業務を実施するために乙が甲又は甲の教職員に提供する教材、資料等（以下「教材」という。）の知的財産は乙に帰属するものとする。

（再委託の禁止）

【第8条】乙は、本業務の一部または全部を第三者に再移植することはできない。但し、事前に甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

【第9条】甲および乙は、本契約上の権利または業務を相手方の事前の書面による承諾が無い限り、第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとする。

（機密保持）

【第10条】甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方に関する機密を本契約期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に一切開示、漏洩してはならない。また、自らも本契約の目的外に当該機密を使用してはならない。

（個人情報）

【第11条】乙が甲の個人情報を取り扱う場合は、別途、甲乙協議の上個人情報の取り扱いに関する覚書を締結し、乙はこの覚書に定めを遵守するものとする。

（機密情報等の返還義務）

【第12条】甲及び乙は、本業務が完了または本契約が終了したとき、又は相手方から変換等の要求があったときは、機密情報および貸与された情報等について、相手方の指示に従って返還または破棄するものとする。

（有効期間）

【第13条】本契約の有効期間は、_____年 月 日から_____年 月 日までとする。なお、甲及び乙は、本事業の成果について甲乙協議し、本契約の更新に合意した場合は、新たに本契約と同趣旨の契約を締結するものとする。

（損害賠償）

【第14条】甲又は乙が本契約に関して、故意又は過失により相手方、又は第三者に損害を与えたときには、帰責当事者において一切の賠償の責に任ずるものとする。

（契約書の解釈）

【第15条】本契約に定めなき事項又は疑義のある事項については、甲乙誠実に協議して決定するものとする。

（管轄裁判所）

【第16条】本契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の成立に証するため、本書2通を作成の上、甲乙双方が記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲： 学校法人小山学園専門学校東京テクニカルカレッジ 校長 三上孝明

乙： _____